

議会基本条例制定特別委員会記録（要旨）

日時 平成 24 年 11 月 20 日（火）
午前 10 時 00 分～11 時 13 分
場所 第 1 委員会室

出席者 二見委員長 根岸副委員長 小笠原委員 桑原委員 神保委員 添田委員
三橋委員 杉崎議長（ほか傍聴議員 2 名出席）
事務局 安藤局長 和田副主幹 堀込主事補

委員長 本日は条例、規程、要綱それぞれの最終案を確認していく。

副委員長 前文朗読

（意見なし）

副委員長 第 1 条から第 10 条までを朗読

（条ごとに朗読後、委員長より委員に意見を求めるがなし）

副委員長 第 11 条（朗読）

議長 政務調査費は、地方自治法の改正で政務活動費と名称が変わる。変わった場合どうするのか。

委員長 この前、全員協議会（以下「全協」）で話したことだが。

議長 今日は傍聴もいるから。

委員長 改正自治法は公布から 6 ヶ月後に施行になるために現在は…。

議長 そうすると、こちらの条例の方があとになるのか。

委員長 パブコメの際にはこの事を…。

議長 付け加えるんでしょう。すると後で政務活動費という名称に変えるということだね。こちらは 4 月 1 日から施行すると。活動費は 3 月 1 日議決予定ということで、それはパブコメできちんと書いてもらえるということで。

委員長 その通りである。

副委員長 第 12 条から第 27 条までを朗読

（条ごとに朗読後、委員長より委員に意見を求めるがなし）

委員 第 18 条に戻っての意見だが、解説部分で「重要な政策を提案する場合は」の「政策」という言葉は、条文の表現と合わせて「政策等」とすべきだと思う。

委員長 確かにその通りで、修正する。

委員 政務調査費が政務活動費に変わる件で、名称だけでなく用途の基準が変わるということで、すでに都議会では素案ができていて、オンブズマンからも要望が出されているということだ。この特別委員会の中で議論しなくてもいいのか。それともこれから設置される議会基本条例推進委員会で議論していくのか、今後の予定についてお聞きしたい。

局長 (政務調査費の) 条例改正については3月の定例会での提案を事務局では考えている。その中で、使途基準については新聞等で報道されている通り、使途が拡大されて不正が行なわれるのではという懸念がある。その点は、条例提案するときに委員会において審議していただくことになろうかと思う。現在規則で位置づけられているが、これを条例で使途基準を定めるようにというのが今回の改正法なので、他の条文も当然改正される。そこも含めて議論していただければと思う。3月に上程するので、年明けには作業に入る予定である。来年以降いずれかの委員会で審議をしていくことになろう。

委員 今の件は非常に重要だ。第27条で議会基本条例推進委員会が設置されると規定されており、この議会基本条例は本来なら12月議会上程したかったが、3月議会での提案になってしまった。12月の議決であれば、施行の4月1日までに準備できるがそれができないので、前倒して準備なり検討をする必要があると思う。体制を整えるためにも、仮で議会基本条例推進委員会を発足していただきたい。

委員長 確かに3月議会上程して、そこで推進委員会を発足させるのは遅いと思う。そのように進めていきたい。

副委員長 今の話だと、その推進委員会で政務調査費を話し合うということか。

委員 仮の推進委員会でその取扱いを話し合うということだ。

議長 政務活動費は条例で定めるのだから、議会全体の問題だ。推進委員会というのは議会基本条例の推進なのだから、政務活動費とは別の問題だと思う。

委員長 政務活動費に限らず、議会報告会についても推進委員会で予定を組むのも時間的にたいへんだらうと思う。3月議会を終えてから推進委員会を設置してやるとなると2カ月、3カ月遅れになってしまう。

議長 (事前の準備をすることについて) それはそれでよい。それと政務調査費については分けて考えていただきたい。前もって作るのはいいが、政務調査費とは別問題だ。

委員長 別問題でやっていきたい。

委員 別問題ということは、常任委員会の方に付託して話し合うということで解釈してよいか。

(「はい」との声あり)

委員長 要綱に移る。

【二宮町議会議員政治倫理規定要綱(案)】について

副委員長 要綱案を朗読

(意見なし)

【二宮町議会報告会及び意見交換会実施要綱(案)】について

副委員長 要綱案を朗読

- 議長 第3条第2項に、報告の場合「前項の報告を行う場合、議員は自己の意見を述べてはならない。」となっている。これが第9条第4号の意見交換会にも適用されるのか。でも書いていないと、自分の意見を言ってしまう議員がいるのではないか。それが心配。
- 委員 報告会の定義が、一番上に「議会報告会及び意見交換会（以下「報告会」という。）」となっているので意見交換会も当然含めての第3条第2項だ。
- 議長 その場合、町民から「この問題について〇〇議員はどう思っていますか」といった質問が出た場合、答えられなくなってしまう。
- 委員 報告会の席で明確に参加者に説明すれば済む話ではないか。
- 議長 すると聴くだけの会になってしまう。議会としての意見は持ち帰って後日その人に回答するのか。
- 委員 議長が今言ったような対応になることも考えられる。あとは各議員の議会報告会で対応するしかないと思う。
- 委員 報告会で議員個人の意見を求められたり話したりということは、すでに実施している自治体でも問題視している。私としてはまず議会報告会をやってみて、町民から議員個々の意見を聞きたいという声があれば、この推進委員会で協議をしてやり方を変えていくというのが一番いい方法だと思う。
- 議長 変えるということは、要綱も変えていくということか。それなら了解だ。
- 委員 いい加減なことを言っていると思う。実際のこのような報告会や意見交換会で個人としての意見が言えるのか。問題が出たら推進委員会でもんで、などど言っているが、実際にこの場で対個人の意見交換ができるものなのか。
- 議長 私が心配しているのは、報告会では色々な意見が出ると思うし、決まりがあっても守らない議員が出てくるのではないかとということだ。
- 委員 もちろんルールを決めているわけだから、議員としてはそれを守るべきであるが、町民からそのような要望が出た場合、先進的な議会でもどのような対策をとっているか調査しながら協議していけばいいと思う。必ずしも個人としての意見交換をしてもというふうに変えるというわけではなくて、それについて協議をするということだ。
- 委員 明確なルールを決めるべきで、それは遵守しなければならない。議会報告会を滞りなく進めるには必要だ。開成町では意見交換ができています。それは委員会活動で色々なことをやっていて、町の諸課題について委員会で議論されているからだ。そのような解決方法もあるし、流山市議会の報告会のように一定のテーマを決めた上での意見交換会など色々な方法がある。議長が懸念するような、個人の意見を言うような余地はないと思う。推進委員会では明確なルール化と方法論を議論していくべきだ。

【二宮町議会意見提案手続き実施要綱（案）】について

副委員長 要綱案を朗読

(意見なし)

【二宮町議会の災害時における行動計画に関する要綱(案)】について

副委員長 要綱案を朗読

(意見なし)

【二宮町議会基本条例推進委員会規程(案)】について

副委員長 規程案を朗読

(意見なし)

委員長 当初第3条で委員の任期を定めていたが、局長の助言により、第4条と第5条において定めた。

委員 任期について異論はない。しかし第3条第1項に、「委員会は議長、副議長及び議会だより編集委員会以外の議員により構成する」とあるが、このように限定してしまうと人選が新人議員に偏って厳しいのかなと思うが。

委員 議会だより編集委員の構成を適正にすればよい話ではないか。

議長 再任を妨げないという任期が書かれていない。議会だより編集委員は2年。それを除外したら人がいなくなってしまう。6人の委員のうち、委員長以外の5人は推進委員になれないわけだ。

委員 原点に帰ってもらいたい。以前この件では、広報広聴委員会を設置するという話があって、議会報告会を実施するにあたっては議員全員が認識をしっかりと持った方がいいだろうということで全員が広報広聴委員になろうという議論があった。議会だより編集委員以外の議員がこの委員会に入って、議員全員が関わる仕組みを作ろうというのが原点だ。偏りがあるといっても、正副議長と議会だより編集委員長が入るので心配ないと思う。

議長 必然的に人間が決まってしまうがそれでいいのか。それなら委員の任期を1年とわざわざ書く必要はないのでは。議会だより編集委員は2年だから。

委員 議会だより編集委員の構成は1年ごとに見直しをしている。1期4年のうち2年とあるが、1年目と4年目にやって2年間ということもあり、実態は1年ごとに替わっている。分かりづらいというのは議会だよりの任期の方なので、そちらを検討すればよいと思う。

議長 言いたいことは分かるが、他の方法はないものか。

委員 この委員会でこれを決めたのではなく、全協で決めた。その時に反対したのは自分だけだ。

委員 原点に戻ってという話があって、全員野球というわけではないが、全員が関わっていくということで、この規定のまま進めていけば良いと思う。

議長 2年間はこれでやって、2年後に議会だより編集委員の決め方を変えてはどうか。先例確認事項を2年後に変えるということで、要するに全員野球でいこうということだ。

委員長 これで条例案、規程案、要綱案について皆さんの了承を得たので、本日の案

をもってパブリック・コメントを実施したいと思う。当初 11 月に実施したかったが、条例案や要綱案の調整に時間がかかってしまった。12 月 12 日から 1 月 11 日まで意見募集を行う。広報は 12 月 10 日号に募集記事が掲載される。閲覧場所として役場 3 階議会事務局、生涯学習センター事務室、百合が丘サービスプラザ、町ホームページとなる。いただいた意見に対する話し合いは 1 月中旬に開催する委員会で行う。その後 3 月定例会に上程し、4 月施行としたい。

委員 パブコメの実施は記事が載っていきなり始めというのではなく、事前にお知らせしてほしい。タウンニュースに掲載してもらおうとか、働きかけてもらおうとありがたい。

委員 今日の案について、最終案とすることをこの場で確認したい。
(了承)